新潟市報道資料 令和 6 年 2 月 13 日

報道各位

新潟市 建築部 公共建築課 新潟市 建築部 建築保全課

【液状化被害住宅復旧促進加算】

液状化等被害住宅修繕支援事業および建替・購入支援事業を拡充します。

令和6年能登半島地震による液状化等の影響で住宅が傾く被害が多く発生しています。その修繕 には多額の費用がかかり、住宅再建の支障となっているほか、そのまま住み続けると健康障害にも つながりかねないことから、現行の制度を拡充し、液状化被害住宅の復旧を促進するための加算を 行います。

【液状化等被害住宅修繕支援事業】

現行の支援に加え、住宅の傾斜を修繕する費用を半壊以上の被害を受けた住宅を対象 に、液状化被害住宅復旧促進加算として 50 万円を上限に支援します。

○支援の上限額

区分	罹災証明書の 住家の被害	現行の支援額 (上限額)	加算(上限額)
修理	全壊	100 万円	50 万円
	大規模半壊	100 万円	50 万円
	中規模半壊	50 万円	50 万円
	半壊	50 万円	50 万円

【液状化等被害住宅建替・購入支援事業】

現行の支援に加え、住宅沈下防止費用を現地建替で中規模半壊以上の被害を受けた 住宅を対象に、液状化被害住宅復旧促進加算として50万円を上限に支援します。

○支援の上限額

区分	罹災証明書の 住家の被害	現行の支援額 (上限額)	加算(上限額)
現地建替	全壊	100 万円	50 万円
	大規模半壊	100 万円	50 万円
	中規模半壊	50 万円	50 万円

※詳細が決まり次第、今後作成するリーフレットや市ホームページで公表します。

問い合わせ先(報道関係)

【修理】

【建替】

新潟市建築部公共建築課

担当:岸本・諸橋 電話:025-226-2861

新潟市建築部建築保全課

担当:上村・田中

電話:025-226-2886